

○公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の改正」について

Q1. 神戸

先ほど、総務部長から条例の改正概要についてご説明を頂きました。迷惑行為防止条例の改正については、他府県においても必要に迫られ、愛知県と同様の条例改正作業が行われていると伺っております。また、条例につきましては、都道府県によって規制内容等が異なっているものと承知しています。

そこで、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の改正案について、愛知県としてどんな特色があるのかをお聞きしたいと思います。

A1. (子ども女性安全対策課長)

いわゆる迷惑行為防止条例については、他の都道府県においても改正が進んでおり、本年7月末現在、嫌がらせ行為の禁止について規定しているのは、40都道府県であり、のぞき見・盗撮等の規制拡大を行っているのは24都道府県となっていると承知しております。

こうした中、当県における改正条例の特色についてご説明しますと、第1には、規制する嫌がらせ行為については、悪意の感情等に基づく行為を対象としたこと、かつ、その被害の拡大防止のための規定を盛り込んだところであります。

妬み、恨み等の悪意の感情に基づく行為は、エスカレートし、重大事件に発展しかねない危険性の高い行為であることから、規制行為の要件としたものです。

次に、被害拡大防止のため、情報提供の禁止及び警察本部長等の援助について規定しております。情報提供の禁止は、嫌がらせ行為を行うことを知りながら、第三者が行為者に対して、被害者の住所や電話番号等の個人情報を提供することを禁止するものであります。

また、警察本部長等の援助につきましては、嫌がらせ行為の被害者

の保護に配慮した対応が確実にとられるよう、被害者からの申出に応じて、警察本部長又は警察署長が、自衛措置の教示等の援助を行うことを条例上明らかにしたものであります。

嫌がらせ行為について、悪意の感情等に基づくことを要件とするとともに、その被害防止についても幅広く盛り込んでいる条例は当県以外にはございません。

第2は、卑わいな行為に関して、のぞき見・盗撮行為の規制場所を住居等にまで拡大したこと、及び罰則を引き上げたことであります。

規制場所を住居まで拡大したことにより、個人の住居等の他、ホテル、旅館、今後増加が見込まれる民泊施設におけるのぞき見・盗撮行為等も規制されることとなります。

また、これら卑わい行為の発生の抑止を目的として罰則を、現行の6月以下の懲役又は50万円以下の罰金等から1年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に引き上げております。

卑わい行為に関する規制についても、のぞき見・盗撮等の規制場所を住居等にまで拡大し、かつ、罰則強化を行っている都道府県は当県と神奈川県のみでございます。

Q2. 神戸

愛知県では、これまで嫌がらせ行為や卑わいな行為に対しては、現行法令を適用とするなどにより、適切な対応を行ってきたと伺っておりますが、時代の変化と共に、こうした法令のみでは対応が困難な事案も発生しているのではないかと考えます。

そこで、条例改正の主な柱である、嫌がらせ行為を規制する必要性と卑わいな行為の規制を拡大する必要性について伺いたいと思います。

A2. (子ども女性安全対策課長)

県内におけるストーカー事案は、年々増加しておりますが、その行為者の中には、ストーカー行為を敢行しながら恋愛感情を否定し、ストーカー規制法の適用を免がれようとする者がおります。

さらには、そもそも恋愛感情を伴わない妬み、恨みなどの悪意の感情から外形的にはストーカー行為と同様のつきまとい、押し掛け等の行為を執拗に繰り返す陰湿な事案も発生しております。

こうした行為に対し現状では規制する法令がございません。また、痴漢、のぞき見、盗撮及び卑わいな言動の検挙件数は、平成 27 年から 3 年連続で 400 件を超すなど高止まりの状態が続いており、さらには、小型薄型で高性能なスマートフォンの普及等により、盗撮被害が、学校、事務所、さらには住居の浴室、トイレ等、プライベートな場所においても発生するなど、現行条例では規制されていない場所にまで及んでおり、この種事案に対する県民の不安も高まっております。こうした現状を踏まえ、県民生活の安全、安心を確保するために、条例を改正する必要があると判断したものであります。

Q 3. 神戸

嫌がらせ行為をされている被害者は、日々大変な不安を抱えていると想像します。また盗撮された被害者についても、今はスマホで知らぬ間に撮影された画像データ等が世界中に流出されるという恐れも感じていると思われれます。

そこで県民の安全を図る上で、条例改正をすることによって、どのような効果が期待されるのかを伺います。

A 3. (子ども女性安全対策課長)

これまで現行法令を適用することができなかった嫌がらせ事案について、行為がエスカレートして重大事件に発展する前の段階から、行為者への指導、警告、検挙等の対応が可能となります。

また、卑わいな行為に関する規制の拡大により被害実態に即した取締りが可能となるほか、卑わいな行為の罰則の引き上げにより、行為者に対しては自制を促し、盗撮行為等の抑止につながるものと期待されます。 したがいまして、条例改正により、県民生活の安全と平穏を確保する上では、大きな効果があるものと考えております。